

令和 2年 8月18日

門川町議会議長 様

( 7 番) 門川町議会議員 菊地稿治



## 一般質問通告について

令和 2年門川町議会第3回定例会において、下記のとおり質問いたしたいので会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

受付	前 8月18日 午 1時 8分 後	No. 2
----	-------------------------	-------

質問事項	質問の要旨	答弁を求める者
骨髄移植ドナー支援事業について	<p>白血病や再生不良性貧血など血液難病に苦しむ患者さんは年々増加傾向にあり、その有効な治療法の一つが造血幹細胞移植です。そのうち骨髄バンクを介して骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要とする患者さんは、毎年少なくとも2000人程度います。</p> <p>その造血幹細胞移植という治療法は、他の治療と異なり、患者と医療のほかに提供者（ドナー）という篤志家の存在が不可欠な治療です。</p> <p>本年6月23日には、門川町役場で献血が行われ、51名の献血者と同時に7名の骨髄ドナー登録があった様ですが、骨髄移植を行うためには、検査や移植入院合わせると約8日間必要とされます。ドナー登録をし、運良く適合通知が来ても仕事を休めないという方も多くいらっしゃいます。そうした中で厚生労働省は、骨髄バンク事業促進のためドナー休暇制度創設を経済団体や都道府県に要請しているとの事です。有給休暇とは別にこの制度があれば、肉体的・精神的負担が軽減できます。</p> <p>また、ドナー休暇と合わせて、「骨髄ドナー助成制度」というのがあります。これは骨髄または末梢血幹細胞の提供者の負担を軽減し、移植に用いる骨髄等の適切な提供の推進を図るための助成制度が各地の地方自治体・民間団体等で導入されています。公益財団法人日本</p>	町長

質問事項	質問の要旨	答弁を求める者
<p>町営住宅入居時の連帯保証人の緩和について</p>	<p>骨髄バンクを通して骨髄等の提供を行った方に助成金を交付します。対象者は骨髄等の提供を行った方で、助成金額は、通院、骨髄等の採取のための入院又は面談の日数、1日につき2万円（1回の提供につき14万円を限度とする）が支給されます。</p> <p>また休暇を与えていただいた企業にも助成されますが、宮崎県内ではえびの市、都城市、小林市、宮崎市、三股町、高原町、川南町の4市3町の自治体がこの制度を導入しています。</p> <p>一人のドナーによって救える命があります。本町においても是非ともこの骨髄移植ドナー支援事業の導入を図ってはいかがでしょうか。お伺いします。</p> <p>ある町民の方から、町営住宅に入居したいと思っても、連帯保証人がいない。連帯保証人がいなくても入居できるようにしてほしいとの要望をいただきました。</p> <p>2017年の民法改正により、個人根保証契約に限度額の設定が必要とされることとなりました。施行は令和2年4月となっておりますが、限度額の設定が必要となると、ますます保証人を確保することが難しくなると思われまます。</p> <p>一方、公営住宅は国土交通省において住宅セーフティーネットの中核として位置づけられているものの、民間賃貸住宅への入居に困難を伴う高齢者や障害者、生活保護受給者等が保証人を確保できないことにより、公営住宅への入居ができない例が見られたとあります。このような状況に鑑みて、国土交通省は従来、事業主である自治体に示してきた公営住宅管理標準条例案という条例ひな形を見直し、連帯保証人を必要としないこととする通知を、2018年3月30日に発出しました。門川町としても、この通達の趣旨に沿って、門川町営住宅等に関する条例を改正し、連帯保証人は不要とすべきと考えますが、いかがでしょうか。お伺いします。</p>	<p>町長</p>